

# 令和4年厚木市農業委員会12月定例総会議事録

日 時 令和4年12月26日 月曜日 午後1時30分から午後2時10分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

3番 内 海 則 行

5番 曾 根 義 久

7番 鈴 木 好 弘

9番 清 田 徳 治

11番 湯 舟 武

2番 早 川 暁

4番 井 上 慎 一

6番 高 澤 友紀子

8番 三 橋 澄 夫

10番 大 矢 和 人

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告10件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告17件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告2件)
- 5 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について (5件)
- 6 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 7 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
- 8 議案第55号 農用地利用集積計画の決定について (61件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。  
これより、令和4年厚木市農業委員会12月定例総会を開会いたします。  
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、7番の鈴木好弘委員、8番の三橋澄夫委員にお願いいたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。  
日程に入ります。  
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。  
今回報告する対象は、11月11日から12月12日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。  
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。  
法第4条につきましては、合計で3件、6筆、面積は780平方メートルでございます。  
法第5条につきましては、合計で7件、9筆、面積は1,937.77平方メートルでございます。  
法第4条及び第5条の総計は、10件、15筆、面積は2,717.77平方メートルでございます。  
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。  
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。  
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。  
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、11月11日から12月12日までに受け付け

したものでございます。それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は11人、農地の所有権を取得された相続人は17人、筆数は延べ64筆、面積は延べ33,233.23平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました、「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。

土地の所在地につきましては七沢字坂下1筆、地目は畑、面積は638平方メートルです。

貸人は、七沢にお住まいのAさん、借人は、七沢にお住まいのBさんでございます。

貸人の都合により、令和4年12月1日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は2件です。

1番でございます。

証明願提出者は、中依知にお住まいのCさん、対象地は中依知字櫻樹5筆、登記地目は全て畑、合計面積は2,358平方メートルです。

これらの土地につきましては、自宅周辺の農地でしたが、平成12年頃に植え付けた竹木が成長したことにより、山林化し、現在に至っているものです。平成24年撮影の航空写真で山林化していることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、井上委員及び湯舟委員に資料による確認をお願いしたところ、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたため、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、非農地証明を交付したものでございます。

2番でございます。

証明願提出者は、愛名にお住まいのCさん、対象地は七沢字金井1筆、登記地目は畑、面積は9.91平方メートルです。

当該土地につきましては、相続前の平成17年頃までは駐在所敷地として、その後、近隣事業者の資材置場として貸し出され、令和3年に契約期間満了により返還されましたが、当時のコンクリート土間が存置され、現在に至っているものです。平成25年度固定資産評価証明書で、雑種地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、三橋委員立会いのもと現地調査を行ったところ、農地に該当しないという御判断をいただいたため、非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程5、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は5件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、長沼字水神前2筆、登記地目は田及び畑、合計面積は970平方メートルでございます。

渡人は平塚市平塚5丁目にお住まいのDさん、受人は平塚市下島にお住まいのEさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、温水字中耕地2筆、登記地目はともに田、合計面積は1,673平方メートルでござ

ざいます。

渡人は温水西2丁目にお住まいのFさん、受人は下荻野にお住まいのGさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、及川字竹ノ鼻1筆、登記地目は畑、面積は787平方メートルでございます。

渡人は及川にお住まいのHさん外3人、受人はHさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機等。労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、及川字廣町2筆、登記地目はともに田、合計面積は806平方メートルでございます。

渡人は飯山にお住まいのIさん、受人は同住所にお住まいのJさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人、配偶者、子、子の配偶者及び親の5人です。

最後に5番でございます。

対象となる農地は、山際字南海道2筆、登記地目はともに田、合計面積は580平方メートルでございます。

渡人は山際にお住まいのKさん、受人は関口にお住まいのLさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人及び子の2人です。

なお、1番から5番の全てにおいて、農地法に規定する農作業常時従事要件及び下限面積の基準は満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 5、議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程 6、議案第 53 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第 53 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 1 件でございます。

対象となる農地は、愛甲字上町 1 筆、地目は田、面積は 648 平方メートルの内 483.02 平方メートルです。

申請人は愛甲東 3 丁目にお住まいの M さんです。

本申請は、資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、事業用地等に囲まれており、周辺農地の広がり下限面積未満の第 3 種農地です。

申請人は、愛甲 3 丁目でもリフォーム工事業を営む株式会社 N から、事業拡大により新たな資材置場及び従業員用の駐車場が必要となったため、事業所から近く管理がしやすい申請地を貸してほしいとの要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は駐車場、西側は車両置場、南側は水路、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に幅 5 メートルのコンクリート舗装にて設け、敷地内を転圧及び整地の上、砂利敷きし、軽量鉄骨や単管パイプ等の資材置場及び車両 5 台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、周囲の既存ブロックを利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第 4 条第 6 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第 53 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛

成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程7、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は、中依知字宮ノ前1筆、地目は畑、面積は491平方メートルです。

受人は寿町1丁目の〇株式会社、代表取締役Pさん、渡人は大和市南林間1丁目にお住まいのQさん外1人です。

本申請は、所有権移転による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、事業用地等に囲まれており、周辺農地の広がり了下限面積未滿の第3種農地です。

受人は宅地建物取引業及び建設工事業を営む法人で、現在使用している資材置場が手狭になったことから、所有している共同住宅の西側にあり、管理がしやすい申請地を資材置場及び駐車場として利用するため、今回申請されたものです。

なお、申請地に接道がないことから、共同住宅敷地を進入路として利用する計画となっております。

申請地の東側及び南側は住宅敷地、西側は駐車場、北側は資材置場に接しております。

土地利用計画図によりますと、資材置場と駐車場の出入口をそれぞれ東側に設け、敷地内を転圧及び整地の上、砕石敷きし、足場仮設資材の置場及び車両3台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、周辺の既存ブロックや擁壁を利用する計画となっております。

なお、資材置場と駐車場のスペースを区分するため、単管パイプ、板土留及び独立基礎メッシュフェンスを設置する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、恩名字片岸3筆、地目は畑及び田、合計面積は2,417平方メートルです。

借人は水引1丁目の有限会社R、代表取締役Sさん、貸人は恩名4丁目にお住まいのTさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、周辺農地の広がり10ヘクタール未滿かつ500メートル以内に市街化区域が存する第

2種農地です。

借人は建設業を営む法人で、これまでは、資材を現場ごとに発注していましたが、資材価格の高騰に伴い自社所有の資材置場が必要となったことから、事業所から車で約10分と交通の便が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側、西側及び北側は水路、南側は車両置場に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に幅約10メートル設け、敷地内を転圧及び整地の上、砂利敷きし、コンクリート製品やガードパイプの資材置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び北側は隣接水路よりも低くなっており、南側は既存フェンスを利用する計画となっております。

なお、北側には緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中となっております。

本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、11月1日に役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行っております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

最後に、日程8、議案第55号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。



なお、本議案は61番までございますが、1番については、早川委員が関係する事案です。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、早川委員の退出を求めます。

[早川委員退室]

<議長>

それでは、日程8、議案第55号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第55号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申し上げます。

借人は、愛甲東3丁目にお住まいのUさんでございます。

対象となる農地は愛甲東三丁目2筆、地目は田及び畑、合計面積は990平方メートルです。

利用目的は水稻、3年間の使用貸借権で、更新設定でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第55号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第55号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定されました。

ここで、早川委員を入室させてください。

[早川委員入室]

<議長>

それでは、日程8、議案第55号「農用地利用集積計画の決定」の2番から61番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第55号「農用地利用集積計画の決定」の2番から61番について、御説明申し上げます。

2番から61番までの合計集積面積は、86,871平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が57件、89筆、80,722平方メートル、賃借権が3件、6筆、6,149平方メートルです。

地目別では、田が54件、87筆、75,606平方メートル、畑が6件、8筆、11,265平方メートルです。

利用目的別では、水稻が49件、普通畑が10件、施設野菜が1件です。

契約期間別では、3年間で28件、6年間で29件、9年間で3件、新規設定は10件、更新設定は50件でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第55号「農用地利用集積計画の決定」の2番から61番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第55号「農用地利用集積計画の決定」の2番から61番について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和4年厚木市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。

令和4年12月26日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---